

会 長	局 長	次 長	係 長	係

令和 7 年 3 月 2 4 日

奄美市農業委員会

第 3 回定例総会議事録

署名委員 山 田 正 修

署名委員 田 中 幹 雄

奄美市農業委員会第3回定例総会議事録

1. 招集日時 令和7年3月24日(月) 午前9時30分～

2. 招集場所 奄美市役所 5階大会議室

3. 出席委員

番号	氏 名	番号	氏 名
1	濱手 薫	9	岸田 国広
		10	土浜 良二
3	日高 千夏		
4	榮 清安	12	山田 正修
5	朝 郁夫	13	田中 幹雄
6	西 盛満	14	柿園三十昭
7	里 義文	15	大瀬 昭信
8	野崎 清志	16	中棚昭三十

4. 欠席委員 2名

2番 泉 義昭 11番 栄 和正

5. 議事に参与した者

事務局長兼住用分室長	池 秀 平	事務局次長	勝 裕 美
笠利支所主幹兼分室長	中村 幸信	笠利町主幹	竹山 和幸
名瀬支所主査	別府真砂海	住用会計任用職員	朝井 光徳

6. 報告事項

- ・4月の総会日程について

7. 議事日程

- (1) 会議録署名委員の指名について
- (2) 会期の決定について
- (3) 議案について

- 議案第14号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第15号 農地法第5条の規定による許可申請について
議案第16号 奄美市農用地利用集積計画（利用権設定）の
合意解約の決定について
議案第17号 奄美市農用地利用集積計画（中間管理機構）の
合意解約の決定について
議案第18号 奄美市農用地利用集積計画（中間管理機構）の
決定について

議長

(岸田 会長)

ただいまの出席委員は１４人であります。総会は成立いたしました。
これから、令和７年第３回定例総会を開会いたします。

それでは、議事日程に入ります。

《 日程第１ 》

会議録署名委員の指名を行います。
本総会の会議録署名委員には、１２番 山田 委員と１３番 田中 委員
のお二人を指名いたします。

《 日程第２ 》

会期の決定を議題といたします。
本日の総会は日程通知のとおり、 議案第１４号から議案第１８号まで
の５件を予定しております。

お諮りいたします。
会期は本日１日としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

ご異議なしと認めます。
よって、本総会の日程は本日１日と決定いたしました。

本日の議案日程はあらかじめお配りしてありますとおりを予定として
おります。これにご異議ございませんか。

ご異議なしと認めます。

それでは直ちに議案等の審議に入りたいと思います。

《日程第3》

議案第14号 農地法第3条の規定による許可申請、No.8～No.13について議題といたします。

受付番号No.8, No.11に16番、中棚 委員 住用支所 朝井さんの案件がありますので退出の程、お願いいたします。

先にNo.8とNo.11について事務局に議案の説明を求めます。

(池 局長)

事務局

1ページをお開き下さい。

今月の農地法第3条の許可申請は6件で売買が3件、贈与が3件の申請でございます。

それでは先にNo.8とNo.11についてから議案の説明を致します。

2ページをお開き下さい。

NO.8は、譲渡人が所有する奄美市笠利町大字佐仁の4筆の農地の申請です。

農地区分は3筆が第1種農地で1筆が第2種農地であります。

譲渡人の4筆の農地の合計面積は2,715㎡で贈与による所有権移転の申請となります。

また、農地取得後は、さとうきびを栽培する予定であります。

続いてNo.11です。

32ページをお開き下さい。

NO.11は、譲渡人が所有する奄美市住用町大字山間の5筆の農地の申請です。

農地区分は第1種農地であります。

譲渡人の5筆の農地の面積は7,843㎡で売買による申請となります。

また、農地取得後は、タンカンを栽培する予定であります。

1 4 番	(柿園 委員) 譲受人についての説明 No.1 1 の譲受人について報告します。 3月22日午後2時30分から住用町大字役勝の譲受人のタンカン畑において、お話しを伺いました。 農地取得後はタンカンを植栽するとのことです。 土地の所在、面積については記載の通りとのことです。その他についても記載通りで間違いのないとのことです。 以上です。
6 番	(西 委員) 譲渡人についての説明 農地法第3条の規定による許可申請書No.1 1 について、3月20日木曜日、譲渡人の自宅の方でお話しを伺いました。 譲渡人は住用地区に40aの畑でタンカンを栽培されているようです。 規模拡大とか考えていないので住用町の山間の畑を譲受人に売りますということです。土地の所在、面積とも申請書とおりに間違いのないということです。
4 番	(榮 委員) 土地についての説明 農地法第3条の規定によるNo.1 1 の農地の現状報告を行います。 3月19日水曜日、午後1時譲渡人と共に現地に行き、現地確認を行いました。 農振地域にあり8,000㎡近い、かなり広い面積を有しております。 以前より休耕地となっており、ススキ、雑木等に覆われ農地再生には重機等を用いた、かなりの作業が必要かと思われます。 この近辺はタンカンの樹園地が多く今回の申請で新たな農地再生事業が叶うことになればと期待しております。 尚、農地法第3条につきましては、第2項第1号、同項第4号、同項第6号については別紙の通りですので報告致します。 ご審議の程よろしくお願い致します。
議長	(岸田 会長) それではNo.8から順次、質疑に入ります。 質疑はございませんか。 No.1 1 についても質疑はございませんか。 質疑がないようですから、これをもって質疑を終結いたします。 お諮りいたします。

事務局	本件について承認することに賛成の委員は挙手をお願いします。 全員賛成であります。 それでは１６番、中棚 委員 住用支所 朝井さんの入室を許可します。 続いてNo. ９からNo. １０、No. １２、No. １３と事務局から議案の説明を求めます。 (池 局長) １０ページをお開き下さい。 No. ９は、譲渡人が所有する奄美市笠利町大字川上の７筆の農地の申請です。 農地区分は第１種農地であります。 譲渡人の１筆の農地の面積は４，９９０㎡で贈与による申請となります。 また、農地取得後は、タンカンを栽培する予定であり、営農計画書も提出されております。 ２４ページをお開き下さい。 No. １０は、譲渡人が所有する奄美市笠利町大字笠利の１筆の農地の申請です。 農地区分は第１種農地であります。 譲渡人の１筆の農地の面積は９７１㎡で贈与による申請となります。 また、農地取得後は、さとうきびを栽培する予定であります。 ４４ページをお開き下さい。 No. １２は、譲渡人が所有する奄美市名瀬大字西仲勝の１筆の農地の申請です。 農地区分は第１種農地であります。 譲渡人の１筆の農地の面積は９８０㎡で売買による申請となります。 また、農地取得後は、野菜を栽培する予定であり、営農計画書も提出されております。 ５５ページをお開き下さい。 No. １３は、譲渡人が所有する奄美市笠利町大字里の１筆の農地の申請で
-----	---

議長 1 2 番 笠利 事務局	す。 農地区分は第 2 種農地であります。 譲渡人の 1 筆の農地の面積は 1 , 2 7 3 m²で売買による申請となります。 また、農地取得後は、バナナを栽培する予定であり、営農計画書も提出されております。 以上、先程の件数も併せて 6 件でございます。 (岸田 会長) それではNo. 9 から順次、担当調査委員による調査報告をお願いします。 (山田 委員) 譲受人についての説明 農地法第 3 条の規定によるNo. 9 について贈与による所有権移転の調査報告を致します。 3 月 1 8 日午後 1 時 3 0 分頃に電話を致しました。和野のマンゴー畑にいまして、マンゴーが今受粉の時期で手が離せないので名瀬で会う時間はほとんどなく、和野に来れば会えるというので行ってきました。 午後 3 時から聞き取りを致しました。 譲渡人とは従姉弟同士で譲渡人の姉さんが使っていた畑ですが亡くなったのですが、本人も帰ってきて農業をする気もなく贈与という事になったようです。 また、土地の所在は、記載されていますように、笠利町大字川上の土地が 4 筆と笠利町大字屋仁の土地が 3 筆の 7 筆、合計 4 , 9 9 0 m²に間違いありませんということでした。 タンカンを栽培します。現在は 4 0 本ぐらい植栽されていますが後 8 0 本ぐらい植えていきたいという事で 5 年後には年間売り上げ 6 0 ～ 8 0 万円を予定しています。という事でした。 この方、農業されるのは初めてではなく、和野の〇〇さんの土地を借りてマンゴー栽培をいまして、すでに出荷もしていますし、税務署への申告もされています。 笠利支所の方へ認定農家の申請もしているようです。 タンカン栽培に必要な機材、記載されている機材はすでに所有しています。 以上、調査報告終わります。 ご審議の程よろしくお願い致します。 (竹山 主幹) 譲渡人についての説明 農地法第 3 条の規定によるNo. 9 について調査報告を致します。
--	--

	3月18日火曜日、午前10時40分頃に譲渡人と電話でお話を聞くことができました。 土地の所在、及び権利の設定等に係る対価等記載内容に間違いのないことでした。譲渡人自身、愛知県に移住していて奄美に戻る予定もなく従姉弟である譲受人に土地を贈与したいとのことでした。 皆様のご審議の程よろしくお願い致します。
15番	(大瀬 委員) 土地についての説明 農地法第3条の規定による許可申請No.9の土地の調査報告を致します。 2月19日火曜日、午前9時に笠利分室の竹山さん、私と川上の圃場で待ち合わせて土地の現地確認をしました。 20ページの案内図の上の方、屋仁字ハサマ〇〇番、他2筆は山裾にあり右側の横には養鶏場です。この3筆は防風林等が植えられ、以前から柑橘類が植えてあります。 21ページの公図から4筆は民家の近くにあり、川上字宇津〇〇番、他3筆は、現在短いススキが生えており、周りはサトウキビ畑やバナナ畑でタンカン農地として問題ないと思います。 農地法3条の調査書につきましては第2項第1号、同項第4号、同項第6号については別紙の通りですので報告致します。 ご審議の程よろしくお願い致します。
議長	(岸田 会長) No.10の調査報告をお願いします。
7番	(里 委員) 譲受人についての説明 議案第14号農地法第3条の規定による許可申請書についてNo.10の調査報告いたします。 3月17日午後3時30分に笠利分室の竹山主幹と自分と譲受人と申請地において農地の現状確認調査及び聞き取り調査を行いました。 譲受人は39歳と若くトラクター、耕運機を所有しており周りの農地は第1種農地でもあり周辺の農地への影響もなく問題ないと思います。 農地取得後もサトウキビ栽培を継続したいとの事でした。土地の所在及び記載内容に間違いのないことでした。 また、農作業へ常時従事することや耕作地への距離からも問題ないと思います。 ご審議の程よろしくお願い致します。
7番	(里 委員) 譲渡人についての説明 3月17日午後3時30分、譲渡人に電話で話を聞くことができまし

7 番 議長 3 番 事務局	た。 譲受人とは全くの他人で最初は申請地の農地を売る予定でしたがこれからは農業をする意向がないため贈与するとのことでした。 土地の所在、及び記載内容に間違いのないとのことでした。 ご審議の程よろしくお願い致します。 (里 委員) 土地についての説明 土地についてご報告をさせていただきます。農地の現状はサトウキビの刈り取りが終わった状態でした。 申請地の農地は第1種農地でもあり周辺の農地への影響もなく問題ないと思います。31ページの公図をお開き下さい。産業農道を用集落方向に進み農道を挟んで右側の〇〇スタンドで前の農道が笠利赤木名線になります。左側と後ろ側は農地に囲まれています。 農地法3条の調査書につきましては第2項第1号、同項第4号、同項第6号については別紙の通りですので報告致します。 ご審議の程よろしくお願い致します。 (岸田 会長) 続いて、No.12をお願いします。 (日高 委員) 譲受人についての説明 農地法第3条許可申請No.12について調査報告致します。 3月23日午前9時頃、申請地の畑で本人に聞き取り調査をしました。 譲渡人は古見方の出身で現在、大阪に居住し島に帰ってくる予定がないことから売買の話しがまとまったとのことでした。 申請書の記載とおり、当該地では様々な野菜や果樹を育てて頂きたいとのことである。 所在地、売買価格も相違ないことを確認しました。 また、譲受人は会社役員をしながら自宅がある伊津部勝の農地でタンカンや色々な作物に挑戦されていてとても意欲的です。 今回の申請は規模拡大で問題ないと思われます。 (別府 主査) 譲渡人についての説明 議案第14号農地法3条No.12について譲渡人についての調査報告致します。 令和7年3月19日午後6時10分に大阪府にお住まいの譲渡人に電話でお話を聞くことができました。 土地の所在、及び権利の設定等に係る対価等記載内容について相違ない旨の確認がとれました
--	---

3 番	皆様のご審議の程よろしくお願い致します。 (日高 委員) 土地についての説明 当該農地は長年ススキが生い茂る耕作放棄地であったが、現在はススキが刈り取られ開けた状態でした。 譲受人が草刈りをしたとの事でした。周りは防風樹に囲まれ境界の杭もありました。日当たりも良好でした。 ススキの株が一面に残り畑に再生させるのは、さらに労力を要することと思いましたが譲受人の会社のバックホーなど建設機械があることから問題ないと思います。 農地法 3 条の調査書につきましては第 2 項第 1 号、同項第 4 号、同項第 6 号については別紙の通りですので報告致します。 ご審議の程よろしくお願い致します。
1 6 番	(中棚 委員) 譲受人についての説明 農地法第 3 条の規定による許可申請について No. 1 3 の所有権移転の譲受人の報告を致します。 3 月 1 9 日に本人の仕事場に午前 1 0 時に訪問し書類の確認と話しなど伺いました。 畑の地番、面積、対価について申請書類の通りですとの事でした。 参考までに譲受人は先月の農地法 5 条の申請で農地の確保し家を建てるとありましたが 2 月の申請の前に今回の譲渡人にも話しをされていて今回の農地の売買の話しになり購入することになったようです。 営農計画書も提出しているので問題ないと思います。 委員の皆様のご審議の程よろしくお願い致します。
5 番	(朝 委員) 譲渡人についての説明 議案第 1 4 号の農地法第 3 条の規定による許可申請について No. 1 3、譲渡人について調査報告致します。 3 月 1 8 日午前 9 時頃、電話にて本人が体調不良のため娘さんから話しを伺いました。 本人及び子供達も農業を行う予定もないため、今回譲受人に売買することでした。また、対価等につきましても申請書のとおり間違いありませんとのことでしたので、問題ないものと考えております。
1 6 番	(中棚 委員) 土地についての説明 3 月 1 9 日午後 1 時過ぎに事務局の中村分室長、竹山主幹、丸田推進員私で土地の確認を致しました。 6 1、6 2 ページの申請地を見てください。笠利の赤木名の〇〇の横の

事務局	畑になります。畑は草刈りされていて何も植えていない状態で畑は問題ないと思います。 なお、農地法３条の調査書につきましては第２項第１号、同項第４号、同項第６号については別紙の通りですので報告致します。 ご審議の程よろしくお願い致します。 (岸田 会長) それではNo. 9 からNo. 1 3 まで順次、質疑に入ります。 質疑はございませんか。 質疑がないようですから、これをもって質疑を終結いたします。 お諮りいたします。 本件について承認することに賛成の委員は挙手をお願いします。 全員賛成であります。 よって、議案第１４号 農地法第３条の規定による許可申請，No. 8 ～No. 1 3 について、審議の結果これを承認することに決定いたしました。 《 日程第 4 》 議案第１５号 農地法第５条の規定による許可申請No. 4 ～No. 6 について議題といたします。 事務局に議案の説明を求めます。
事務局	(池 局長) 議案第１５号農地法５条の許可申請について６５ページをお開き下さい。 今月の５条申請は３件で全て売買の申請でございます。 ６６ページをお開き下さい。 No. 4 の申請内容といたしましては奄美市名瀬大熊町の１筆の申請です。 農地区分は第２種農地であります。

譲渡人の1筆の農地の面積は170㎡で売買による申請となります。
農地取得後は、一般住宅を建設する予定であります。

76ページをお開き下さい。

No.5の申請内容といたしましては奄美市笠利町大字里の1筆の申請です。

農地区分は第2種農地であります。

譲渡人の1筆の農地の面積は1,090㎡で売買による申請となります。
農地取得後は、賃貸マンションを建設する予定であります。

88ページをお開き下さい。

No.6の申請内容といたしましては奄美市笠利町大字用の1筆の申請です。

農地区分は第2種農地であります。

譲渡人の1筆の農地の面積は354㎡で売買による申請となります。

申請内容といたしましては、観光ガイド事務所兼、一般住宅を建設する
予定であります。

以上3件でございます。

(岸田 会長)

それではNo.4から順次、担当調査委員による報告をお願いします。

(濱手 委員) 譲受人についての説明

議案第15号農地法第5条の規定による許可申請No.4の譲受人についての調査報告を行います。

3月18日午後3時30分頃から数回電話をしましたが繋がらず、後程相手方より電話がありましたので電話で話しを聞くことが出来ました。
現在、内装の見積もりが出来ていない程度で、ほぼ見積もりが出来ているとのことでした。

〇〇銀行より仮融資の回答をもらっているとの事でした。

また、工事の発注は〇〇建設にお願いしてあるとの事で出来るだけ早く発注して着工したいとの事でした。

事前着工もなく問題はないと思います。

以上、報告致します。

議長

1 番

事務局 1 番 議長 1 6 番 1 6 番	皆様のご審議の程よろしくお願い致します。 (別府 主査) 譲渡人についての説明 議案 1 4 号農地法第 5 条、申請№. 4 について譲渡人についての調査報告いたします。 令和 7 年 3 月 1 9 日午後 6 時 2 0 分に広島県にお住まいの譲受人に電話でお話しを聞くことができました。 今後も農地として利用する事は無く、また土地の所在、及び権利の発生等に係る対価等記載内容について相違ない旨の確認がとれました。 皆様のご審議の程よろしくお願い致します。 (濱手 委員) 土地についての説明 農地法第 5 条の規定による許可申請書№. 4 の土地についての調査報告をいたします。 3 月 1 8 日午後 2 時 3 0 分頃、現地確認致しました。その土地は綺麗に整地され、いつでも利用できるようになっていました。 以上、報告致します。 (岸田 会長) №. 5 の調査報告お願いします。 (中棚 委員) 譲受人についての説明 議案第 1 5 号農地法第 5 条の規定による許可申請について№. 5 の所有権移転売買の譲受人の報告を致します。 3 月 1 9 日午後 1 時に現地の畑で書類の確認と畑の確認をしました。 事務局の中村分室長、竹山主幹、丸田推進員、私の立ち合いのもと確認しました。 譲受人については地番、対価は申請書類の通りでありますとのことです。 (中棚 委員) 譲渡人についての説明 農地法第 5 条の規定による№. 5 の譲渡人について調査報告致します。 3 月 1 9 日火曜日午前 9 時 2 0 分頃に、本人の自宅で書類の確認と土地の確認をしました。 譲渡人は地番、対価は申請書の通りで間違いありませんとのことです。
---	--

1 6 番	(中棚 委員) 土地についての説明 農地法第5条の規定によるNo.5の土地について調査報告致します。 3月19日午後1時に現地の畑で書類の確認と畑の確認をしました。 事務局の中村分室長、竹山主幹、丸田推進員、私の立ち合いのもと確認しました。 78, 79ページを御覧ください。畑は〇〇横になります。 この畑は元々、第1種農地の畑であります但姉妹で分筆した畑になります。 畑にはサトウキビが植えられています。今月に収穫するようです。 土地については問題ないと思います。 農業委員会のご審議の程よろしくお願い致します。 以上です。
議長	(岸田 会長) 続いてNo.6の調査報告をお願いします。
1 2 番	(山田 委員) 譲受人についての説明 農地法5条の規定による許可申請のNo.6について調査報告致します。 3月21日午前9時頃、譲受人の市役所3階ホールにて聞き取りいたしました。 土地の所在は記載されていますように奄美市笠利町大字用〇〇番、面積354㎡、登記簿上畑で現況原野であります。 譲受人はこの土地に、住居とウミガメのシュノーケリング体験ガイドによる店舗、駐車場を建築予定であります。 現在は小浜の住居から通いで、この仕事をやっていますが、通いに時間がかかりすぎるのでの計画です。 土地取得と造成費、居住建築費は義理の父親からの借り入れと金融機関からの借り入れで両者からの承諾は得ています。 内訳は88ページの5、資金調達についての計画の項目に記載されていますご覧ください。 着工が許可次第、令和7年5月の予定となっています。 88ページの6の周辺への被害防除の件も、直接確認を致しました。 94ページに代替え地の検討結果も添付されています。当該土地が条件的に良かったようです。 被害防除計画書、被害防除に関する誓約書、建築設計図等も添付されています。 許可申請に問題ないと思います。ご審議の程よろしくお願い致します。
1 2 番	(山田 委員) 譲渡人についての説明 農地法第5条の規定によるNo.6についての調査報告致します。

	3月22日午後6時頃に譲渡人に電話にて聞き取りを致しました。 土地の所在は奄美市笠利町大字用〇〇番、面積354㎡、土地の対価が〇〇円に間違いありませんとのことでした。 あの土地は父親が亡くなって、24年放置していた土地だそうです。 売却の話しがありましたので、手放すようにしました。とのことでした。 以上、調査報告終わります。 ご審議の程よろしくお願い致します。
7 番	(里 委員) 土地についての説明 議案15号農地法第5条の規定による許可申請についてNo.6の土地の調査報告させていただきます。 3月17日午後4時に笠利分室の竹山主幹と私で申請地の農地現状確認調査を行いました。申請の中で農地は20年以上耕作をされていないとありましたので電話で聞き取り調査を行いました。 申請のとおり間違いありませんとのことでした。 農地の現状は草が生えて原野化をしていました。 場所については91ページをお開き下さい。 県道を佐仁方向に進み旧用公民館近くで周辺は民家に囲まれており、農地に影響もなく問題ないと思いますが、ひとつ気がかりの点が農地の代金が高くなり、周りの農地の相場になり集落の方が農地を購入をする際に困難になる恐れがあると思います。 ご審議の程よろしくお願い致します。
議長	(岸田 会長) それではNo.4から順次、質疑に入ります。 質疑はございませんか。 質疑がないようですから、これをもって質疑を終結いたします。 お諮りいたします。 本件について承認することに賛成の委員は挙手をお願いします。 全員賛成であります。 よって、議案第15号 農地法第5条の規定による許可申請、No.4～No.6について、審議の結果これを承認することに決定いたしました。 《 日程第5 》 議案第16号 奄美市農用地利用集積計画（利用権設定）の合意解約の決定について議題といたします。

事務局	それでは事務局から議案の説明を求めます。 (池 局長) 102ページの終期管理表、103ページの総括表をお開き下さい。 議案16号合意解約につきましては名瀬地区が1件1筆で290㎡となっています。 解約の理由につきましてご説明いたします。 名瀬地区につきましては森林組合の方から当初、^{しきみ} 桧を栽培しておりましたが、収量が少なく、また収益が期待できないことから解約に至ったところです。
議長	(岸田 会長) これから本案に対する質疑に入ります。 質疑はございませんか。 質疑がないようですから、これをもって質疑を終結いたします。 お諮りいたします。 本件について承認することに賛成の委員は挙手をお願いします。 全員賛成であります。 よって、議案第16号について、承認することに決定し、その旨を市長に通知いたします。 《 日程第6 》 議案第17号 奄美市農用地利用集積計画（中間管理機構）の合意解約の決定 議案第18号 奄美市農用地利用集積計画（中間管理機構）の賃貸借契約の決定について議題といたします。 それでは事務局から議案の説明を求めます。
事務局	(池 局長) 議案17号奄美市農用地利用集積計画（中間管理機構）合意解約の決定

議案 18 号 奄美市農用地利用集積計画（中間管理機構）賃貸借契約の決定についてご説明致します。

106 ページの総括表 107 ページの管理表をお開き下さい。

107 ページの管理表の No.1 について耕作者は変わりなく使用貸借から賃貸借への乗り換え契約のため合意解約となりました。

今月の総会にて契約しております。

また、No.2 と 3 については耕作者が変わり使用貸借から賃貸借への乗り換え契約のため合意解約となりました。

この土地につきましては 7 月に契約する予定であります。

議案 18 号 奄美市農用地利用集積計画（中間管理機構）賃貸借契約につきましては 112、113 ページの管理表をお開き下さい。

農地中間管理機構による利用権の契約内容といたしましては名瀬地区が 11 件 11 筆で面積は 5,677 m²でございます。

また、笠利地区につきましては 7 件 7 筆で面積は 8,693 m²でございます。

作物名など、その他につきましてはお目通しください。

以上であります。

議長

（岸田 会長）

これから本案に対する質疑に入ります。

質疑はございませんか。

質疑がないようですから、これをもって質疑を終結いたします。
お諮りいたします。

本件について承認することに賛成の委員は挙手をお願いします。

全員賛成であります。

よって、議案第 17 号 奄美市農用地利用集積計画（中間管理機構）の合意解約、議案第 18 号賃貸借契約の決定について、審議の結果これを承認することに決定いたしました。

以上で、本日に用意した議事日程は全て審議を終了いたしました。

連絡事項等があるようでしたら、協議会へ移行します。

< 協議会 >

1. 連絡事項

辞令交付式

4月 1 日 火曜日 11:30 5F会議室 (農業委員)

・4月の臨時総会の日程について

4月 1 日 火曜日 13:30 6F会議室 (推進員辞令交付式含)

① 申請締め切り日 4月 7 日 月曜日

② 事前協議の日程 4月14日 月曜日 9:30～ 3F 会議室

③ 総会の日程 4月25日 金曜日 15:30～ 5F 会議室

それでは、正会に返します。

以上で、本日用意した案件は全て審議を終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

お疲れ様でした。

閉 会

令和7年3月24日

奄美市農業委員会
会長 岸田 国広

署名委員 山田 正修
署名委員 田中 幹雄
作成者 池 秀 平